

不利益処分の内容	補助金等の交付の決定の取消し		
根拠法令及び条項	鳥取市補助金等交付規則第 13 条第 1 項又は第 2 項		
担 当 課	補助金等の各主管課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
補助金等の交付の決定の取消しは、規則第 13 条第 1 項各号又は第 2 項のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところにより、その必要な範囲内において行う。			
1 規則第 13 条第 1 項第 1 号にあっては、虚偽の事実に基づく申請により補助金等の交付を受けたこと、脅迫、暴力、賄賂等の不正の手段を講じて交付を受けたことその他不正な手段により補助金等の交付を受けたことの実事が判明し、確認されたときに行う。			
2 規則第 13 条第 1 項第 2 号にあっては、補助金等の交付の根拠となる法令、条例、規則若しくは第 3 条第 2 項に規定する補助金等交付基準又は予算に定めるところに違反して、補助金等の用途以外の用途に補助金等を使用したことの実事が判明し、確認されたときに行う。			
3 規則第 13 条第 1 項第 3 号にあっては、次に掲げるところにより、違反する事実が判明し、確認されたときに行う。			
(1) 規則第 16 条に規定する「市長の承認」とは、規則第 9 条に規定する申請事項の変更の承認又は補助金の交付の目的に反して財産を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供することについての相当の理由に基づく申請に対する承認をいう。			
(2) 規則第 16 条に規定する「補助金等の交付の目的に反して」とは、補助金の交付の根拠となる法令、条例、規則又は規則第 3 条第 2 項に規定する補助金等交付基準及び予算に定める補助金等の交付の目的を達成するために必要とされる財産の使用、運用又は管理の方法等に違反することによって、補助金等の交付の目的の達成に支障が生じた場合をいう。			
4 規則第 13 条第 1 項第 4 号にあっては、国又は県の補助金等の交付の決定が取り消された場合に、当該取消しの原因が補助事業者等の責めに帰するときに行う。			
5 規則第 13 条第 1 項第 5 号にあっては、故意又は悪意の有無及びその程度、違反し、又は指示に従わなかった理由その他を総合的に判断し、補助金等の交付の目的が達成されないと認めたときに行う。			
6 規則第 13 条第 2 項にあっては、間接補助金等の交付の根拠となる法令、条例、規則若しくは規則第 3 条第 2 項に規定する補助金等交付基準若しくは予算に定めるところに違反して間接補助金等の用途以外の用途に補助金等間接補助金等を使用したことの実事が判明し、確認されたとき又は法令等に違反した場合において故意若しくは悪意の有無及びその程度、違反し、若しくは指示に従わなかった理由その他を総合的に判断し、間接補助金等の交付の目的が達成されないと認めたときに行う。			
変更日 平成 19 年 4 月 1 日			

総務 2 - 2

不利益処分の内容	補助金等の返還命令		
根拠法令及び条項	鳥取市補助金等交付規則第 14 条第 1 項又は第 2 項		
担 当 課	補助金等の各主管課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 規則第 14 条第 1 項の規定による補助金等の返還命令は、第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により補助金等の交付の決定が取り消された場合に、当該取消しに係る部分について、既に補助金等が全部又は一部が交付されているときに行うものである。具体的には、当該取消しに係る部分に相当する補助金等の金額のうち、現に交付された金額について行い、期限については、返還すべき額の程度等を勘案し、社会一般常識の範囲で相当と認められる期限とする。			
2 規則第 14 条第 2 項の規定による補助金等の返還命令は、規則第 12 条の 2 の規定により補助金等交付額確定通知を行った場合において、当該通知に係る額を超える補助金等を既に支払っているときに、その超える額について行い、期限については、社会一般常識の範囲で相当と認められる期限とする。			
変更日 平成 19 年 4 月 1 日			

総務 2 - 3

不利益処分の内容	加算金又は延滞金の徴収		
根拠法令及び条項	鳥取市補助金等交付規則第 14 条の 2 第 1 項又は第 2 項		
担 当 課	補助金等の各主管課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 19 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 加算金の徴収は、規則第 13 条第 1 項（第 4 号及び第 6 号を除く。）又は第 2 項の規定による補助金等の交付の決定の取消しに基づき、規則第 14 条第 1 項の規定により補助金等の返還を命じた場合に、故意又は悪意及びその程度、納付しないことについての理由の程度等を総合的に判断して行う。			
2 延滞金の徴収は、規則第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定により補助金等の返還を命じた場合において、これを納期限までに納付しなかったときに行う。			

不利益処分の内容	他の補助金等の交付の一時停止等		
根拠法令及び条項	鳥取市補助金等交付規則第 15 条		
担 当 課	補助金等の各主管課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
規則第 14 条の規定により補助金等の返還命令が行われた場合又は規則第 14 条の 2 の規定による加算金若しくは延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合に、当該返還すべき補助金等若しくは当該納付すべき加算金若しくは延滞金の額の全部若しくは一部を指定された期限までに納付しないときは、当該期限以降に交付すべき補助金等がある場合は、納付がなされるまでの間、当該交付すべき補助金等の交付を一時停止するが、その具体的な判断は、故意又は悪意及びその程度、納付しないことについての理由の程度等を総合的に判断して、補助金等の適正な執行を確保することが困難と認められるときに行う。			

不利益処分の内容	過料の賦課（地方自治法第 228 条第 3 項の規定によるもの）		
根拠法令及び条項			
担 当 課	行財政改革課ほか	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 12 年 6 月 1 日		
処 分 基 準			
詐欺その他不正の行為により、使用料、分担金、加入金又は手数料（以下「使用料等」という。）を免れた者に対して、その免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科するが、その具体的な判断は、当該行為について行為者の故意又は悪意の有無及びその程度、行為の程度及びその理由を総合的に判断して、必要の範囲内において行う。 なお、詐欺その他不正な行為とは、具体的には次に掲げる行為等をいう。 1 虚偽の事実に基づく申請、届出等 2 暴力、脅迫、賄賂等の不正な手段 3 その他条例又は条例に基づく規則若しくは規程の規定に違反する行為			

不利益処分の内容	過料の賦課（地方自治法第 228 条第 2 項の規定によるもの）		
根拠法令及び条項			
担 当 課	行財政改革課ほか	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 12 年 6 月 1 日		
処 分 基 準			
詐欺その他不正の行為以外により、使用料、分担金、加入金又は手数料（以下「使用料等」という。）を免れた者に対して、5 万円以下の過料を科するが、その具体的な判断は、当該行為について行為者の故意又は悪意の有無及びその程度、行為の程度及びその理由を総合的に判断して、必要の範囲内において行う。			